

「子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則」の一部改正について

1. 経過

国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組により、昨年度は年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については負担軽減を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償になりました。

今年度については、市町村民税非課税世帯の第2子無償化と年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充することになります。

これを受けて、幼稚園や保育所等の保育料について定めている「子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則」を一部改正するものです。

2. 拡充内容

(1) 市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を無償化

(2) 年収360万円相当未満ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置(第1子)

1号認定(幼稚園)市町村民税所得割課税世帯77,100円以下

H28年度 7,550円(国基準)→H29年度 3,000円

(町C4 5,150円)

2号認定(保育園)市町村民税所得割課税世帯77,100円以下

H28年度 13,500円(保育標準時間・国基準)→H29年度 6,000円

(町C6 7,900円)

3号認定(保育園)市町村民税所得割課税世帯77,100円以下

H28年度 15,000円(保育標準時間・国基準)→H29年度 9,000円

(町C6 9,500円)

幼稚園の保育料：平成28年度

1号認定利用者負担額（ひとり親世帯等）

階層区分	市町村民税所得割課税額		利用者負担額 (月額：円)
B	町民税非課税世帯		0
C1	均等割額のみの世帯		0
C2	所得割課税額が	25,700円以下	2,300
C3	右の区分に該当	25,701円以上 51,400円以下	3,700
C4	する世帯	51,401円以上 77,100円以下	5,150



幼稚園の保育料：平成29年度

1号認定利用者負担額（ひとり親世帯等）

階層区分	市町村民税所得割課税額		利用者負担額 (月額：円)
B	町民税非課税世帯		0
C1	均等割額のみの世帯		0
C2	所得割課税額が	25,700円以下	2,300
C3	右の区分に該当	25,701円以上 51,400円以下	3,000
C4	する世帯	51,401円以上 77,100円以下	3,000

ひとり親世帯等以外の市町村民税非課税世帯 第2子 月額500円 → 0円(無償化)

保育所等の保育料：平成28年度

2号・3号認定利用者負担額（ひとり親世帯等）

階層区分	市町村民税所得割課税額	利用者負担額（月額：円）				
		2号認定 保育標準 時間	2号認定 保育短時 間	3号認定 保育標準 時間	3号認定 保育短時 間	
B	町民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	均等割額のみの世帯	2,000	1,950	2,550	2,450	
C2	所得割課税	24,300円未満	2,500	2,450	3,350	3,250
C3	額が右の区 分に該当す る世帯	24,300円以上				
		48,600円未満	3,200	3,100	4,250	4,150
C4	る世帯	48,600円以上				
		60,700円未満	5,400	5,300	6,600	6,450
C5	60,700円以上					

		72,800 円未満	<u>6,650</u>	<u>6,500</u>	8,050	7,900
C6		72,800 円以上				
		77,100 円以下	<u>7,900</u>	<u>7,750</u>	<u>9,500</u>	<u>9,300</u>



保育所等の保育料：平成29年度

2号・3号認定利用者負担額（ひとり親世帯等）

階層区分	市町村民税所得割課税額	利用者負担額（月額：円）				
		2号認定 保育標準 時間	2号認定 保育短時 間	3号認定 保育標準 時間	3号認定 保育短時 間	
B	町民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	均等割額のみの世帯	2,000	1,950	2,550	2,450	
C2	所得割課税 額が右の区 分に該当す る世帯	24,300 円未満	2,500	2,450	3,350	3,250
C3		24,300 円以上 48,600 円未満	3,200	3,100	4,250	4,150
C4		48,600 円以上 60,700 円未満	5,400	5,300	6,600	6,450
C5		60,700 円以上 72,800 円未満	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	8,050	7,900
C6		72,800 円以上 77,100 円以下	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>9,000</u>	<u>9,000</u>

ひとり親世帯等以外の市町村民税非課税世帯 第2子

2号認定標準 月額 1,000 円 → 0 円(無償化)

2号認定短時間 月額 950 円 → 0 円(無償化)

3号認定標準 月額 1,600 円 → 0 円(無償化)

3号認定短時間 月額 1,550 円 → 0 円(無償化)

3. 施行日

平成29年7月13日施行（適用：平成29年4月1日）

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対照表

現行					改正案								
～略～					～略～								
別表(第2条、第3条、第4条関係)					別表(第2条、第3条、第4条関係)								
1号認定利用者負担額					1号認定利用者負担額								
(略)					(略)								
2号・3号認定利用者負担額					2号・3号認定利用者負担額								
(略)					(略)								
1～3 (略)					1～3 (略)								
4 この表において入所児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。					4 この表において入所児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。								
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)								
1号認定利用者負担額					1号認定利用者負担額								
階層区分		利用者負担額(月額:円)			階層区分		利用者負担額(月額:円)						
(略)					(略)								
(略)	市町村民税所得割課				(略)	市町村民税所得割課							
C3	税額が右の区分に該当する世帯	25,701円以上	51,400円	以下	3,700	C3	税額が右の区分に該当する世帯	25,701円以上	51,400円	以下	3,000		
C4		51,401円以上	77,100円	以下	5,150	C4		51,401円以上	77,100円	以下	3,000		
2号・3号認定利用者負担額					2号・3号認定利用者負担額								
階層区分		利用者負担額(月額:円)			階層区分		利用者負担額(月額:円)						
(略)					(略)								
(略)	市町村民税均等割のみの世帯				(略)	市町村民税均等割のみの世帯							
(略)	市町村				(略)	市町村							
C5	民税所	60,700円以上	6,650	6,500	8,050	7,900	C5	民税所	60,700円以上	6,000	6,000	8,050	7,900

	得割課	72,800円未満				
C6	税額が	72,800円以上	7,900	7,750	9,500	9,300
	右の区	77,100円以下				
	分に該					
	当する					
	世帯					

5 (略)

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども
その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

ア・イ (略)

(2) (略)

7 (略)

	得割課	72,800円未満				
C6	税額が	72,800円以上	6,000	6,000	9,000	9,000
	右の区	77,100円以下				
	分に該					
	当する					
	世帯					

5 (略)

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども
その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)

ア・イ (略)

(2) (略)

7 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成29年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。

○子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則

平成27年3月30日

規則第14号

改正 平成28年8月10日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号等に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額その他施設型給付費等の額の計算に必要な事項並びに法附則第6条第4項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項の規定により徴収する費用の額について定めるものとする。

(利用者負担額等)

- 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(附則第2項及び別表において「利用者負担額」という。)は、別表に定める基準により算定した額とする。
- 2 法第28条第2項第1号並びに第30条第2項第1号及び第4号並びに法附則第9条第1項第2号イ(1)及び第3号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額は、これらの規定によりその基準とされる額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、当該特別の事情を勘案して町長が適当と認める額とすることができる。
- 3 法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)及びロ(2)に規定する地域の実情等を参酌して市町村が定める額は、町長が定める基準により算定した額とする。

(特定保育所の保育料)

第3条 前条第1項の規定は、法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「特定保育所の保育料」と読み替えるものとする。

(措置費用)

第4条 第2条第1項の規定は、児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「措置費用」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、町長が定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に保育所に入所している児童と同一世帯に16歳未満の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に限る。)が3人以上いる場合においては、当該平成27年3月31日以前に入所している児童のうち最も年齢の高い児童(別表備考7に規定する第1子に該当する児童に限る。以下「対象児童」という。)の利用者負担額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、次の算式により計算した額とする。

対象児童について別表に定める基準により算定した額(以下「基準額」という。)×1/2=A(1,000円未満を切捨てとし、5,000円を超える場合は5,000円とする。) 基準額-A=利用者負担額

3 前項の規定は、第3条の場合について準用する。この場合において、同項中「利用者負担額」とあるのは「特定保育所の保育料」と、「第2条第1項」とあるのは「第3

条において準用する第2条第1項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成28年8月10日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成28年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。

附 則 (平成29年7月13日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成29年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

(平28規則15・一部改正)

1号認定利用者負担額

階層区分		1号認定利用者負担額(月額:円)
A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	1,000
C1	市町村民税均等割のみの世帯	2,000

C2	市町村民税所	25,700円以下	5,600
C3	得割課税額が	25,701円以上51,400円以下	8,400
C4	右の区分に該	51,401円以上77,100円以下	11,300
C5	当する世帯	77,101円以上121,800円以下	16,800
C6		121,801円以上166,500円以下	18,400
C7		166,501円以上211,200円以下	20,000
C8		211,201円以上344,700円以下	24,500
C9		344,701円以上	25,000

2号・3号認定利用者負担額

階層区分		2号認定利用者負担額 (3歳以上) (月額：円)		3号認定利用者負担額 (3歳未満) (月額：円)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	2,000	1,900	3,200	3,100	
C1	市町村民税均等割のみ の世帯	5,000	4,900	6,100	5,900	
C2	市町村	24,300円未満	6,000	5,800	7,700	7,500
C3	民税所	24,300円以上	7,400	7,200	9,500	9,300
	得割課	48,600円未満				
C4	税額が	48,600円以上	10,800	10,600	13,200	12,900

	右の区	60,700円未満				
C5	分に該	60,700円以上	13,300	13,000	16,100	15,800
	当する	72,800円未満				
C6	世帯	72,800円以上	15,800	15,500	19,000	18,600
		84,900円未満				
C7		84,900円以上	18,500	18,100	22,000	21,600
		97,000円未満				
C8		97,000円以上	21,300	20,900	27,200	26,700
		115,000円未満				
C9		115,000円以上	22,700	22,300	31,000	30,400
		133,000円未満				
C10		133,000円以上	24,100	23,600	34,800	34,200
		151,000円未満				
C11		151,000円以上	25,500	25,000	38,600	37,900
		169,000円未満				
C12		169,000円以上	27,300	26,800	44,800	44,000
		213,000円未満				
C13		213,000円以上	28,300	27,800	49,200	48,300
		257,000円未満				
C14		257,000円以上	29,400	28,900	53,600	52,600
		301,000円未満				
C15		301,000円以上	30,000	29,400	56,400	55,400
		349,000円未満				
C16		349,000円以上	30,600	30,000	59,200	58,100

		397,000円未満				
C17		397,000円以上	31,300	30,700	63,600	62,500
		445,000円未満				
C18		445,000円以上	32,000	31,400	66,400	65,200

- 1 この表における児童の年齢区分は、当該児童に対して保育が行われた日の属する年度の初日における児童の年齢によるものとする。
- 2 この表において「1号認定」とは、法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ）をいい、「2号認定」とは、同項第2号に該当する支給認定子どもをいい、「3号認定」とは、同項第3号に該当する支給認定子どもをいう。また、「保育標準時間及び保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する時間をいう。
- 3 この表において「市町村民税均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「市町村民税所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。また、区分に係る市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、市町村民税所得割課税額を合算するものとする。
- 4 この表において入所児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。
 - (1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる者のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の
 交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に
 定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特
 別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める
 国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に
 定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

1号認定利用者負担額

階層区分		利用者負担額(月額:円)
B	市町村民税非課税世帯	0
C1	市町村民税均等割のみの世帯	0
C2	市町村民税所得割課税額が	25,700円以下
C3	右の区分に該当する世帯	25,701円以上
		51,400円以下
C4		51,401円以上
		77,100円以下

2号・3号認定利用者負担額

階層区分		利用者負担額(月額:円)			
		2号認定保育 標準時間	2号認定保育 短時間	3号認定保育 標準時間	3号認定保育 短時間
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみの	2,000	1,950	2,550	2,450

	世帯					
C2	市町村民税 所得割課税	24,300円未 満	2,500	2,400	3,350	3,250
C3	額が右の区 分に該当す る世帯	24,300円以 上48,600円 未満	3,200	3,100	4,250	4,150
C4		48,600円以 上60,700円 未満	5,400	5,300	6,600	6,450
C5		60,700円以 上72,800円 未満	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	8,050	7,900
C6		72,800円以 上77,100円 以下	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>9,000</u>	<u>9,000</u>

5 負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者(法第20条第1項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども(政令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)が

1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)のうち最年長者をいう。以下同じ。)である1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)である2号認定又は3号認定

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が備考4各号のいずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に関する備考6の適用については、同項中「77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)」とあるのは「77,100円以下」と、「当該各号に定める額」とあるのは「0」とする。